

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第2章 課税所得の範囲</p> <p>法第7条《課税所得の範囲》関係  法第9条《非課税所得》関係  (省略)  (廃止)  法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係  法第11条《公共法人等及び公益信託等に係る非課税》関係</p> <p>法第2条《定義》関係</p> <p style="text-align: center;">〔預貯金（第10号関係）〕</p> <p>(金融機関の範囲)  2—12 令第2条本文《預貯金の範囲》に規定する「銀行その他の金融機関」とは、法律の規定により預金又は貯金の受入れの業務を行うことが認められている銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等をいう。  (注) 金融機関以外のものに対する寄託金につき受ける利子は、令第2条各号に掲げるものにつき受けるものを除き、雑所得に該当する。</p> <p style="text-align: center;">〔寡婦及び寡夫（第30、第31号関係）〕</p> <p>(合計所得金額の計算)  2—41 法第2条第1項第30号ロに規定する合計所得金額の計算に当たっては、次</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">第1編 総則</p> <p>第2章 課税所得の範囲</p> <p>法第7条《課税所得の範囲》関係  法第9条《非課税所得》関係  (省略)  <u>法第9条の2《障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係</u>  法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係  法第11条《公共法人等及び公益信託等に係る非課税》関係</p> <p>法第2条《定義》関係</p> <p style="text-align: center;">〔預貯金（第10号関係）〕</p> <p>(金融機関の範囲)  2—12 令第2条本文《預貯金の範囲》に規定する「銀行その他の金融機関」とは、法律の規定により預金又は貯金の受入れの業務を行うことが認められている<u>日本郵政公社</u>、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等をいう。  (注) 金融機関以外のものに対する寄託金につき受ける利子は、令第2条各号に掲げるものにつき受けるものを除き、雑所得に該当する。</p> <p style="text-align: center;">〔寡婦及び寡夫（第30、第31号関係）〕</p> <p>(合計所得金額の計算)  2—41 法第2条第1項第30号ロに規定する合計所得金額の計算に当たっては、次</p>

のことに留意する。

- (1) 法第9条《非課税所得》、第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》その他の法令に規定する非課税所得の金額は、含まれないものであること。
- (2) (省略)

### 法第7条《課税所得の範囲》関係

#### (送金の範囲)

7—5 法第7条第1項第2号に規定する送金には、国内への通貨の持込み又は小切手、為替手形、信用状その他の支払手段による通常の送金のほか、次に掲げるような行為が含まれる。

- (1) (省略)
- (2) (省略)

(廃止)

(廃止)

のことに留意する。

- (1) 法第9条《非課税所得》、第9条の2《障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税》、第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》その他の法令に規定する非課税所得の金額は、含まれないものであること。
- (2) (省略)

### 法第7条《課税所得の範囲》関係

#### (送金の範囲)

7—5 法第7条第1項第2号に規定する送金には、国内への通貨の持込み又は小切手、為替手形、郵便為替、信用状その他の支払手段による通常の送金のほか、次に掲げるような行為が含まれる。

- (1) (省略)
- (2) (省略)

### 法第9条の2《障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税》関係

#### (確認書類の範囲)

9の2—1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2—4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

- (1) 規則第3条の6第1項各号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲》に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下9の2—2までにおいて「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第30条の3第11号《障害者等の範囲》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認

改 正 後

改 正 前

- 定等》に規定する市の長（同項に規定する特別区の長を含む。）をいう。以下この(1)において同じ。）の支給決定通知書
- ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類
- ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書
- ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書
- (2) 規則第3条の6第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」
- イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの
- ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの
- ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書
- ニ 戸籍（改製原戸籍を含む。）の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書
- ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（上記のハの書類を含む。）のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの
- (3) 規則第3条の6第1項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」
- 規則第3条の6第2項第3号に掲げる書類（次の(4)のイからソまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの
- (4) 規則第3条の6第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」（以下9の2-2までにおいて「住民票の写し等」という。）
- (注)1 「住民票の写し等」は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月日

又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。

2 「住民票の写し等」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができる」とされているときは、「住民票の写し等」には当該旧様式を含むものとする。

- イ 国民健康保険退職被保険者証  
(国民健康保険法施行規則 様式第1の2)
- ロ 国民健康保険特別療養証明書  
(国民健康保険法施行規則 様式第2)
- ハ 健康保険特例退職被保険者証  
(健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))
- ニ 健康保険高齢受給者証  
(健康保険法施行規則 様式第10号)
- ホ 健康保険特別療養証明書  
(健康保険法施行規則 様式第12号)
- ヘ 健康保険被保険者受給資格者票  
(健康保険法施行規則 様式第16号)
- ト 船員保険被扶養者証  
(船員保険法施行規則 様式第5号)
- チ 船員保険高齢受給者証  
(船員保険法施行規則 様式第6号)
- リ 共済組合遠隔地被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)
- ヌ 組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
- ル 共済組合高齢受給者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
- ヲ 共済組合特別療養証明書  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)

改 正 後	改 正 前
	<p> <u>ワ 共済組合船員被扶養者証</u>  <u>(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)</u> </p> <p> <u>カ 共済組合船員組合員被扶養者証</u>  <u>(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)</u> </p> <p> <u>ヨ 共済組合任意継続組合員証</u>  <u>(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)</u> </p> <p> <u>タ 任意継続組合員被扶養者証</u>  <u>(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)</u> </p> <p> <u>レ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書</u>  <u>(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)</u> </p> <p> <u>ソ 自衛官診療証</u>  <u>(防衛省職員療養及び補償実施規則 様式別紙第10)</u> </p> <p> <u>ツ 規則第3条の6第2項第3号に掲げる書類(上記イからソまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</u> </p> <p> <u>ネ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書</u>  <u>(老齢福祉年金支給規則 様式第17号)</u> </p> <p> <u>ラ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第3条の6第2項第3号に規定する医療受給者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証</u> </p> <p> <u>ム 規則第3条の6第1項第17号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類</u> </p> <p> <u>(5) 規則第3条の6第3項に規定する「官公署から発行され、若しくは発給された書類」</u>  <u>転出証明書(告知をする日の前日において住民票に記載されていない者から提示されたものに限る。)</u> </p> <p> <u>(氏名等の変更があった場合の確認書類)</u> </p> <p> <u>9の2-2 確認書類には、法第9条の2第1項に規定する障害者等(以下9の2-11</u> </p>

(廃止)

(廃止)

までにおいて「障害者等」という。)に該当しないこととなった者に係る身体障害者手帳等又は既に氏名若しくは住所の変更があったにもかかわらず変更後の氏名若しくは住所が記載されていない住民票の写し等は、含まれないことに留意する。

(個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合)

9の2-3 非課税郵便貯金申込書を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税郵便貯金申込書に記載する住所は規則第3条の6第2項第1号に規定する「住民票の写し」若しくは「住民票の記載事項証明書」又は同条第3項に規定する書類に記載されている住所によることとする。

(廃止)

(非課税郵便貯金申込書に記載する氏名等)

9の2-4 非課税郵便貯金申込書には確認書類に記載されている氏名を記載すべきものであるから、貯金取引に雅号、芸名、通称等を使用している場合には、当該非課税郵便貯金申込書には必ず確認書類に記載されている氏名を記載するほか、その貯金取引に使用した雅号等を付記し、取引名義人と申込者とが同一人であることを明らかにしておかなければならないことに留意する。

(廃止)

(同じ日に預入と払出しが行われた場合の通常郵便貯金等に係る限度額の判定)

9の2-5 令第30条の5第1項《通常郵便貯金契約等についての非課税郵便貯金申込書の特例》に規定する限度額(以下9の2-7までにおいて「限度額」という。)を記載した非課税郵便貯金申込書に係る令第30条の2第1号《用語の意義》に規定する郵便貯金(以下9の2-11までにおいて「郵便貯金」という。)の口座に追加して預入が行われたため、その現在高が一時的に当該限度額を超えても、その預入と同じ日に払出しが行われ、その日の最終の現在高が当該限度額以下となっている場合には、当該限度額を超えた預入はなかったものとする。

(注) したがって、この場合には、当該限度額を変更するための非課税郵便貯金申込書は提出しなくて差し支えないこととなる。

(廃止)

(国外勤務者が追加預入をした場合の非課税規定の適用関係)

9の2-6 非課税郵便貯金申込書は、国内に住所を有する者(法第3条第1項《居

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>住者及び非居住者等の区分》の規定により国内に住所を有するものとみなされる国家公務員又は地方公務員（以下この項において「<u>国外勤務の公務員</u>という。）を除く。）で障害者等に該当する者だけが提出できるのであるから、国内に住所を有しないこととなった者（障害者等に該当しないこととなった者を除き、障害者等のうち国外勤務の公務員となった者を含む。）に対する法第9条の2第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) その者が国内に住所を有する間に非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金につき受ける利子については、国内に住所を有しなくなった後に当該郵便貯金の口座にその利子の繰入れ又は留守宅渡しの給与の振込み等による追加預入が行われない限り、引き続き同項の規定を適用すること。</u></p> <p><u>(2) その者が国内に住所を有する間に非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金の口座に、国内に住所を有しなくなった後に追加預入をした場合において、その追加預入が行われた後に当該郵便貯金につき受ける利子については、次によること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>イ その郵便貯金が限度額を記載した非課税郵便貯金申込書に係るものであるときは、その追加預入が行われた後の残高が当該限度額以下である限り、同項の規定を適用する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ロ その郵便貯金がイ以外のものであるときは、同項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(3) その者が国内に住所を有しないこととなってから新規に預入をする郵便貯金の利子については、その預入の際に非課税郵便貯金申込書を提出しても同項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(元本の合計額が一時的に300万円を超えた郵便貯金の利子の課税関係)</u></p> <p><u>9の2-7 非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金の元本の合計額が利子の計算期間内のいずれかの日において300万円を超えた場合には、当該郵便貯金に係る当該計算期間に対応する利子については法第9条の2第1項の規定を適用しないことはいうまでもないが、300万円を超える部分の金額を引き出したことなどによりその後を開始する利子の計算期間を通じてその元本の合計額が300万円を超えないこととなった場合には、当該利子の計算期間に対応する利子については同項の規定を適用することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 限度額を記載した非課税郵便貯金申込書に係る郵便貯金の元本の金額</u></p>

(廃 止)

(廃 止)

は、当該限度額をいうことに留意する。

2 上記本文中「300万円」とあるのは、租税特別措置法第3条の4第1項の規定により「350万円」とされていることに留意する。以下9の2—11までにおいて同じ。

(非課税規定の適用を受けていた者が死亡した場合の課税関係)

9の2—8 その利子について法第9条の2第1項の規定の適用を受ける郵便貯金を有する者が死亡した場合には、当該郵便貯金についてその死亡後に支払を受けるべき利子に対する課税関係は、次によることに留意する。

(1) その者の相続人（障害者等に限る。以下この項及び9の2—10において同じ。）から当該郵便貯金について令第30条の14《非課税郵便貯金相続申込書》の規定による非課税郵便貯金相続申込書の提出があった場合には、当該非課税郵便貯金相続申込書を提出した日に当該相続人が非課税郵便貯金申込書を提出して当該郵便貯金の預入をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

(2) (1)以外の場合には、令第30条の13第1項《非課税郵便貯金を有する者に係る死亡届出書》の規定による届出書が提出されたかどうかにかかわらず、次に掲げる郵便貯金の利子を除き、法第9条の2第1項の規定を適用しない。

イ 当該郵便貯金（ロに掲げるものを除く。）については、その死亡した日を含む利子の計算期間に対応する利子のうち、死亡した日までの期間に対応する利子

ロ 通常郵便貯金については、その死亡した日を含む利子の計算期間に対応する利子

(非課税郵便貯金を有する者に係る死亡届出書又は非課税郵便貯金相続申込書の提出期限)

9の2—9 令第30条の13第1項又は第30条の14第1項に規定する「支払がされる日」とは、利子はその元本に繰り入れられる郵便貯金については当該繰入れが行われる日をいい、その他の郵便貯金については現実にその支払が行われる日をいう。

(注) 郵便貯金法第57条《10年が経過した定額郵便貯金》の規定により、預入の日から起算して10年を経過したときに通常郵便貯金となる定額郵便貯金の

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係</p> <p>(国外勤務者が追加預入等をした場合の非課税規定の適用関係)</p> <p>10-8 非課税貯蓄申込書は、国内に住所を有する者（法第3条第1項《居住者及び非居住者の区分》の規定により国内に住所を有するものとみなされる国家公務員又は地方公務員（以下この項において「国外勤務の公務員」という。）を除く。）で障害者等（<u>法第10条第1項《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》</u>に規定する障害者</p>	<p style="text-align: center;"><u>利子については、当該10年を経過した日が「現実にその支払が行われる日」に該当することに留意する。</u></p> <p>(<u>非課税郵便貯金相続申込書の提出の効果</u>)</p> <p><u>9の2-10 令第30条の14の規定により相続人が非課税郵便貯金相続申込書を提出した場合には、当該非課税郵便貯金相続申込書に係る郵便貯金は、当該非課税郵便貯金相続申込書を提出した日に当該相続人が非課税郵便貯金申込書を提出して預入をしたものとみなされるのであるから、当該郵便貯金につき非課税郵便貯金相続申込書を提出した日以後最初に支払を受ける利子に係る郵便貯金の元本の合計額が当該利子の計算期間を通じて300万円を超えないかどうかは、当該利子の計算期間のうち非課税郵便貯金相続申込書の提出の日以後の期間について判定することに留意する。</u></p> <p>(<u>違反貯金が発見された場合</u>)</p> <p><u>9の2-11 次に掲げるような事実が発見された場合の法第9条の2第1項の規定の適用に当たっては、それぞれ次によることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>非課税郵便貯金申込書に記載された氏名、生年月日、住所又は障害者等に該当する旨が虚偽である場合 当該非課税郵便貯金申込書の提出に係る郵便貯金の利子は、すべて課税する。</u></p> <p>(2) <u>非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金の元本の合計額が利子の計算期間のいずれかの日において300万円を超えている場合 当該郵便貯金に係る当該計算期間に対応する利子は、すべて課税する。</u></p> <p>法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係</p> <p>(国外勤務者が追加預入等をした場合の非課税規定の適用関係)</p> <p>10-8 非課税貯蓄申込書は、国内に住所を有する者（法第3条第1項《居住者及び非居住者の区分》の規定により国内に住所を有するものとみなされる国家公務員又は地方公務員（以下この項において「国外勤務の公務員」という。）を除く。）で障害者等（<u>法第9条の2第1項《障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税》</u>に規定する障害者</p>

等をいう。以下10—26までにおいて同じ。)に該当する者だけが提出できるのであるから、国内に住所を有しないこととなった者(障害者等に該当しないこととなった者を除き、障害者等のうち国外勤務の公務員となった者を含む。)に対する法第10条第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)

#### (確認書類の範囲)

10—10 法第10条第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

(1) 規則第7条第1項各号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この10—10において「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第31条の2第11号《障害者等の範囲》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書

ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長と同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類

ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

(2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行

等をいう。以下10—26までにおいて同じ。)に該当する者だけが提出できるのであるから、国内に住所を有しないこととなった者(障害者等に該当しないこととなった者を除き、障害者等のうち国外勤務の公務員となった者を含む。)に対する法第10条第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)

#### (確認書類の範囲)

10—10 法第10条第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、9の2—1に掲げる書類を含むものとする。

改 正 後	改 正 前
<p><u>したものうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの</u></p> <p><u>ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書</u></p> <p><u>ニ 戸籍（改製原戸籍を含む。）の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書</u></p> <p><u>ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（上記のハの書類を含む。）のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの</u></p> <p><u>(3) 規則第7条第1項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」</u></p> <p><u>規則第7条第2項第3号に掲げる書類（次の(4)のイからソまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの</u></p> <p><u>(4) 規則第7条第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」（以下(4)において「住民票の写し等」という。）</u></p> <p><u>(注) 1 「住民票の写し等」は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。</u></p> <p><u>2 「住民票の写し等」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができる」とされているときは、「住民票の写し等」には当該旧様式を含むものとする。</u></p> <p><u>イ 国民健康保険退職被保険者証</u> <u>（国民健康保険法施行規則 様式第1の2）</u></p> <p><u>ロ 国民健康保険特別療養証明書</u> <u>（国民健康保険法施行規則 様式第2）</u></p> <p><u>ハ 健康保険特例退職被保険者証</u> <u>（健康保険法施行規則 様式第9号（3）（4））</u></p>	

- ニ 健康保険高齢受給者証  
(健康保険法施行規則 様式第10号)
- ホ 健康保険特別療養証明書  
(健康保険法施行規則 様式第12号)
- ヘ 健康保険被保険者受給資格者票  
(健康保険法施行規則 様式第16号)
- ト 船員保険被扶養者証  
(船員保険法施行規則 様式第5号)
- チ 船員保険高齢受給者証  
(船員保険法施行規則 様式第6号)
- リ 共済組合遠隔地被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)
- ヌ 組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
- ル 共済組合高齢受給者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
- ヲ 共済組合特別療養証明書  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)
- ワ 共済組合船員被扶養者証  
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)
- カ 共済組合船員組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)
- ヨ 共済組合任意継続組合員証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)
- タ 任意継続組合員被扶養者証  
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)
- レ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書  
(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)
- ソ 自衛官診療証

改 正 後	改 正 前
<p><u>(防衛省職員療養及び補償実施規則 様式別紙第10)</u></p> <p>ツ <u>規則第7条第2項第3号に掲げる書類(上記イからソまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)</u></p> <p>ネ <u>老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書</u> <u>(老齢福祉年金支給規則 様式第17号)</u></p> <p>ナ <u>老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第3号に規定する医療受給者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証</u></p> <p>ラ <u>規則第7条第1項第17号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類</u></p> <p>(5) <u>規則第7条第3項に規定する「官公署から発行され、若しくは発給された書類」</u> <u>転出証明書(告知をする日の前日において住民票に記載されていない者から提示されたものに限る。)</u></p> <p>(個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合)</p> <p>10—16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は<u>規則第7条第2項第1号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》</u>に掲げる「住民票の写し」若しくは「住民票の記載事項証明書」又は<u>同条第3項</u>に規定する書類に記載されている住所によることとする。</p> <p>(廃 止)</p> <p>法第28条《給与所得》関係</p>	<p>(個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合)</p> <p>10—16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は<u>規則第7条第1項《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲の特例等》</u>において準用する<u>規則第3条の6第2項第1号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲》</u>に掲げる「住民票の写し」若しくは「住民票の記載事項証明書」又は<u>規則第7条第2項</u>に規定する書類に記載されている住所によることとする。</p> <p><u>(障害者等の郵便貯金に係る取扱いの準用)</u></p> <p><u>10—29 9の2—2の取扱いは、法第10条の規定を適用する場合において準用する。</u></p> <p>法第28条《給与所得》関係</p>

(派遣医が支給を受ける診療の報酬等)

28—9の3 大学病院の医局等若しくは教授等又は医療機関のあっせんにより派遣された医師又は歯科医師が、派遣先の医療機関において診療等を行うことにより当該派遣先の医療機関から支給を受ける報酬等は、給与等に該当する。

(注) 1 大学病院の医局等とは、大学の医学部、歯学部若しくはその附属病院又はこれらの教室若しくは医局をいう。

2 教授等とは、大学病院の医局等の教授、准教授、講師、助教又は助手をいう。

#### 法第196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係

(生命保険料の金額等を証する書類の範囲)

196—3 生命保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、保険会社等が、その年中に支払った生命保険料の金額及び規則第76条第1号に掲げる事項を証するため特に発行した書類又はこれらの事項が記載されている保険料領収証書のほか、契約時に払い込んだ第一回の生命保険料(月払契約に係るものを除く。)に係る保険料仮領収証書も含まれるものとする。

(派遣医が支給を受ける診療の報酬等)

28—9の3 大学病院の医局等若しくは教授等又は医療機関のあっせんにより派遣された医師又は歯科医師が、派遣先の医療機関において診療等を行うことにより当該派遣先の医療機関から支給を受ける報酬等は、給与等に該当する。

(注) 1 大学病院の医局等とは、大学の医学部、歯学部若しくはその附属病院又はこれらの教室若しくは医局をいう。

2 教授等とは、大学病院の医局等の教授、助教、講師又は助手をいう。

#### 法第196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係

(生命保険料の金額等を証する書類の範囲)

196—3 生命保険料に係る法第196条第2項に規定する「証する書類」には、保険会社等が、その年中に支払った生命保険料の金額及び規則第76条第1号に掲げる事項を証するため特に発行した書類又はこれらの事項が記載されている保険料領収証書のほか、次に掲げる生命保険料については、それぞれ次に掲げるものも含まれるものとする。

(1) 契約時に払い込んだ第一回の生命保険料(月払契約に係るものを除く。)  
保険料仮領収証書

(2) 郵便振替払込みによる簡易生命保険の保険料で前年以前に締結した契約に係るもの 保険料振替払出通知書(その年12月分に係るもの若しくはそれと直近の月分に係るもの又はその年最後に支払った月分に係るものに限る。)